

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例			法令番号	平成10年佐賀県条例第22号			
手続名	制限区域車両運行許可			根拠条項	第10条第2号			
審査基準	<p>1 次の各号に掲げる者に限り、制限区域車両運行許可を与えることができる。</p> <p>(1) 航空整備士及びその補助者</p> <p>(2) 運航管理者及びその補助者</p> <p>(3) 旅客の誘導要員又は航空機との連絡要員</p> <p>(4) 燃料、貨物、機内食等の積卸要員</p> <p>(5) 制限区域に立ち入ることを本務とする者</p> <p>(6) その他佐賀空港事務所長が特別に必要なと認める者</p> <p>2 制限区域車両運行許可は、空港の管理、運営に必要な最小限のもので、航空機の運航の安全を阻害する恐れがなく、かつ次の各号に掲げる要件を満たす車両に対して行うものとする。</p> <p>(1) 原則として、4輪以上の車両</p> <p>(2) 航空機から容易に識別できる鮮明な色で塗装されている、又は標識旗を掲げている車両</p> <p>(3) その他佐賀空港事務所長が特別に必要なと認めた車両</p>							
	受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間 14日 標準経過期間 日	目次